

争議行為の通知の公表

青森県青森市長島2丁目10番17号に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長秋元春美から労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

令和7年10月14日

青森県知事 宮下宗一郎

1 事業の種類

医療

2 争議行為の目的

- ① 生活を守る賃金と雇用の確保。全国一律最低賃金制度の実現。生活改善できる一時金の獲得。「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入・拡大反対。不払い労働の根絶。
- ② 医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善。増員とセットでの時短（総労働時間削減、1日7時間以内、勤務間隔12時間以上など）、夜勤交替制労働の実効ある規制の実現。労働条件の改善を保障する需給見通しと増員計画の策定。
- ③ 社会保障の拡充と安全・安心の医療・介護・福祉の実現。医療・介護の保険外し反対、患者・利用者の自己負担軽減。労働を正當に評価した診療報酬・介護報酬の引き上げ。保険証廃止の反対。
- ④ 医療提供体制の縮小再編成、「医療計画」、「医療費適正化計画」などによる実態を無視した病床削減反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。国・自治体・公的病院の統廃合・民間移譲反対。
- ⑤ 憲法改悪阻止、共謀罪法廃止、戦争法廃止・発動反対。財界や規制改革推進会議

の意向を踏まえてすすめる「働き方改悪」反対。原発再稼働反対。核兵器廃絶。
平和と民主主義の擁護。

3 争議行為の日時

2025年11月6日（木） 午前0時より妥結まで

4 争議行為の場所

青森保健生活協同組合の全職場、または一部。

津軽保健生活協同組合の全職場、または一部。

八戸医療生活協同組合の全職場、または一部。

5 争議行為の種類

上記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。